

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のない意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金(環境配慮型融資利子補給基金)	公益財団法人日本環境協会	400,000,000	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	エネルギー需給構造高度化対策費(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)	H25.6.7	公財	国所管	<p>本基金では、事業の適正な実施のため、補助事業者の一般公募を行った。当該法人は、業務の目的に最も合致した応募書類等を提出したことから、補助事業者として採択されたもの。</p> <p>応募書類等の審査にあたっては、評価委員会が設置されている。各委員は、審査基準及び採点表に基づき、応募事業者の事業遂行能力等について公平・公正かつ確実に採点を行い、委員会において採点結果を審議した上で、当該法人を選出した。</p>	有
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	170,000,000	一般会計	廃棄物・リサイクル対策推進費(産業廃棄物適正処理推進費補助金)	H25.8.9	公財	国所管	<p>廃棄物処理法第13条の12に基づき、環境大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保のために産業廃棄物適正処理推進センターを指定できることとされており、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が指定されているところである。さらに、同法第13条の15において、同センターが行う業務に関して基金を設けることとされており、本補助金は当該基金に拠出を行っているものである。</p> <p>当該基金は、都道府県等において不法投棄等に起因する支障を除去する際の財政支援を行うものであり、今後も不法投棄等による支障除去等を継続的に支援していく必要があることから、引き続き、廃棄物処理法に基づき指定されている当該法人に対し予算を拠出するものである。</p>	有